

防官企第4727号
26.3.31
一部改正 防官文(事)第18号
27.10.1
一部改正 防官文(事)第161号
令和3年6月30日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

事務次官
(公印省略)

防衛省政策評価委員会の設置について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

なお、防官文第1063号（13.2.14）、官政第6632号（15.8.4）及び官企第3798号（23.3.31）は、廃止する。

添付書類：別紙

防衛省政策評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1 政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）に基づき、防衛省における政策評価について、客観的かつ厳格な実施を確保し、政策評価について多様な意見を反映した審議及び検討を行うため、防衛省政策評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 大臣官房長

委員長代理 政策評価に関することを総括整理する大臣官房審議官

委員 大臣官房文書課長

大臣官房企画評価課長

大臣官房会計課長

防衛政策局防衛政策課長

整備計画局防衛計画課長

人事教育局人事計画・補任課長

地方協力局総務課長

防衛装備庁長官官房監察監査・評価官

2 委員長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を委員に指名することができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、第1項に掲げる者及び前項の規定により指名した者以外の者を委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の下に、作業部会を置くことができる。この場合において、作業部会の構成は、委員長が定めるものとする。

(運営)

第3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

2 委員長代理は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 委員は、その所掌にとらわれず各自の知見に基づき意見を述べるものとする。

(関係部局の協力)

第4 委員長は、関係部局に対し、関係職員の委員会への出席、資料の提出等必要な協力を求めることができ、関係部局はこれに協力するものとする。

(庶務)

第5 委員会に関する庶務は、大臣官房企画評価課において処理する。

(委任規定)

第6 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。